

戦争倫理学序説

島村 久幸

はじめに

戦争は人類の歴史において巨大な影響を及ぼしてきた。現代の私達の生活には、意識すると否とにかかわらず、戦争が抜き差しならぬ仕方でも浸透している。(例えば、税金から支出される国家予算に防衛費が含まれている。)戦争に関する研究に対しては、多分野の学問が参加しなければならないし、またしているのである。戦争に関する倫理学は、これらの研究の成果を吸収して、その上に立って自己の学を構築しなければならない。そうしないと、単なる偏見に基づいた議論を述べるだけにとどまってしまうだろう。この小論は、戦争の倫理学を構築するために必要と思われる戦争に関する研究(広範囲にわたる各学問の諸研究の九牛の一毛を瞥見したに過ぎないが)を踏まえて、戦争そのものの廃棄のために私たちはどうすれば良いかを探る試論である。題名を戦争倫理学序説とした所以である。

1 戦争の惨害

人類が戦争によって被った被害は、単に大量の兵士の戦死にとどまらない。戦場でのストレスで多数の兵士が「精神的戦闘犠牲者」になったし、戦場に駆り出された普通の人々を、心理的な洗脳によって、兵士すなわち「殺人者」に仕立てる仕組みが存在する。そして無数の非戦闘員が計画的に殺傷され、また国全体として著しい物的・経済的な損失を受けただけでなく、ナチスの人種的ホロコーストや戦場の異常な雰囲気の中で行われた幾多の戦争犯罪、そしてベトナム戦争における枯草剤による環境破壊など、戦争の惨害は真に戦慄すべきものがある。戦争は人類の歴史とともに古いが、特に第一次大戦・第二次大戦は人類に世界的規模で未曾有の惨害をもたらした。

1-1 戦争による犠牲者

兵士の戦死者

第一次大戦では、動員された兵士は、連合国(協商国)側：4,218万人、同盟

国（三国同盟）側：2,285 万人であった。うち死者は連合側：515 万人、同盟側：338 万人、合計 853 万人であった。

第二次大戦では、動員された兵士は、連合側（米・英・ソ）側：7,954 万人、枢軸国（独・伊・日）側：2,543 万人。うち死者は連合側：1,127 万人、枢軸側：566 万人、合計 1,693 万人であった。（歴史学事典 367～370）

日中戦争以降降伏までの日本軍の軍人・軍属の戦死・戦病死者は、1956 年の厚生大臣の国会での発表によれば、行方不明数万の外に、約 233 万人に達する、ということである。（家永 192）

非戦闘員の死者

第二次大戦における非戦闘員の死者は、連合側 3,237 万人、枢軸側 195 万人、合計 3,432 万人という研究がある。（歴史学事典 403～405）連合側のうち、ソ連の非戦闘員の死者が、2,500 万人含まれるといわれる。（歴史学事典 367～370）

我国の非戦闘員の死者について、1953 年の『大東亜戦争史』は、沖縄・中国での死亡者を含めて、65 万 8595 人としている。家永三郎は、「実数はこれよりもはるかに大きいと思われるが、これだけでも一般市民の犠牲者の莫大なことを察するには十分であるまいか。」と述べている。（家永 253）

非戦闘員の被害の一例を挙げれば、1945 年 3 月 10 日午前零時すぎから 2 時間半にわたって、334 機の米軍 B29 爆撃機が出動して、東京の下町地区を中心に 2,000 トンの焼夷弾を投下した。この東京大空襲で、下町一帯は焼き払われ、焼失家屋は 26 万 7 千戸、罹災者数は 100 万人を越えた。死者 8 万 3 千人、負傷者 4 万 9 千人（または 11 万 3 千人という説もある）と言われる。この空襲は、米空軍参謀本部によって、日本国民の戦意を失わせるために、推進されたものであり、当然多数の非戦闘員の殺傷を前提として計画されたものである。戦争終結までに空襲は中小都市を含む 206 都市に及び、94 の都市が焼き払われた。終戦直後に内務省の発表した数字によれば、全国で死者 26 万人、負傷者 42 万人、その大部分が非戦闘員であった。（荒井 141）

1945 年 8 月 6 日に広島、9 日に長崎に投下された原子爆弾は、次の 3 つの効果により甚だしい災害をもたらした。大量の熱線（爆心地の地表面の温度は 3,000～4,000℃ に達したものと推定）による焼死、熱傷、火災。爆風（原爆の全エネルギーの約 50%）による広範囲の構造物の破壊、人々の殺傷。放射線（初期放射線と残留放射線）によるその直後のみならず、長期間にわたる後遺症や

胎児への影響、遺伝的影響の懸念。広島では、約 76 千戸の建物の 92%が、また長崎では、約 51 千戸の 36%が破壊され、または焼失した。原爆による死亡数および行方不明数は、次のとおりである。広島 死亡：118,661、生死不明：3,677、計 122,338 (1946,8,10 広島市調査課まとめ—被爆後 1 年間における数値) 長崎 死亡：73,884 (長崎市原爆資料保存委員会調査 1949 年) この数値は、いずれも軍人を除いた一般市民の被害者数である。(『広島・長崎の原爆被害』) 広島の被爆者のうち、2005 年 8 月 6 日までの死没者：242,437 人、長崎の被爆者のうち、同年 8 月 9 日までの死没者：137,339 人、両者合わせて 379,776 人に及ぶ。(朝日新聞同年 8 月 6 日、9 日夕刊) このほかに、約 26 万人の被爆者健康手帳保有者がいる。(2006 年 3 月調) 荒井信一は、「被爆直後の心象として刻まれた世界は「この世の外」、「地獄」、「外道」の世界、まさに人間が非人間化されるこの世の終末、すなわちホロコーストの世界であった。」と書いている。(荒井 148)

1937 年 12 月に起きたといわれる「南京事件」について、極東軍事裁判では、中国軍民の死者は、合わせて 20 万人以上と認定され、中支那方面軍司令官松井岩根大將は不作為の罪(部下の行為に対する制止について)で死刑に処せられた。また中国国民政府戦犯軍事法廷は、死者の数を 30 万人以上と判定し、4 人の将官が死刑に処せられた。南京事件(南京大虐殺)を否定する説もあるが、歴史学者で否定する者はいない。日本側の研究では、10 数万から 20 万人の中国軍民が犠牲になったと推定する説が有力である。(歴史学事典 542~543)

1-2 心理学的障害 と殺人者への仕立て

心理学的障害

精神的戦闘被害の症状は、次のようなものである。疲労症状、錯乱状態、転換ヒステリー、不安状態、妄想および強迫状態、そして人格障害。このうち、戦闘から何年も後に現われる情動性高血圧は不安状態の一症状であるが、心的外傷後ストレス障害(PTSD)に苦しむベトナム帰還兵によく見られる。人格障害は、強迫的性格・妄想傾向・分裂傾向・癲癩性格反応などであって、いずれも最終的には精神病的人格につながる。戦闘が数ヶ月も続くと、ほとんどすべての兵士になんらかのストレス症状が現われる。

デーヴ・グロスマン(米陸軍に 23 年間奉職、米陸軍中佐、米陸軍士官学校心理学・軍事社会学教授)はこう書いている。「ある程度の期間それに参加すると、98 パーセントもの人間が精神に変調を来たす環境、それが戦争なのだ。そして

狂気に追い込まれない 2 パーセントの人間は、戦場に来る前にすでにして正常ではない、すなわち生まれつきの攻撃的社会病質者らしいというのである。」
(グロスマン 101~110)

殺人者への仕立て

上述 2 パーセントの攻撃的精神病質者以外の人々は、当然のことながら、殺人を嫌がるが、次のような心理的観点から、彼等に殺人を容易にさせる要因がある。

まず、最大距離からの殺人：双眼鏡・レーダーなどの機械的手段を使わなければ、個々の犠牲者を確認できない距離（最大距離）からの殺人。砲手・爆撃機の乗員・海軍の射手・海上および地上のミサイル発射員によるもの。

長距離からの殺人：敵を目視できても、狙撃銃・対戦車ミサイル・戦車の火砲などの特殊な武器を使わなければ殺せない距離（長距離）からの殺人。

権威者の要求：心理学者の研究によれば、兵士が発砲する最大の理由は、「撃てと命令されるから」である。

集団免責：正気の人間なら望まない殺人を戦場の兵士が実行する第一の動機は、自己保存本能ではなく、戦友に対する強力な責任感である。さらに、集団はまた匿名性の感覚を育てることで殺人を可能にする。

心理的距離：文化的距離（人種的・民族的な違いなど。犠牲者の人間性を否定するのに有効。対日戦では敵があまりに異質だったので、文化的距離が有効であり、米兵の 44 パーセントは「ぜひ日本兵を殺したい」と答えた。これに対しドイツ兵については同じように答えた者はわずか 6 パーセントだった）

倫理的距離（自らの倫理的優越と復讐・制裁の正当性を固く信じる。「パールハーバーの復讐」）、社会的距離（社会的に階層化された環境において、特定の階級を人間以下とみなす慣習の生涯にわたる影響）、機械的距離（手の汚れない「テレビゲーム」殺人の非現実感のこと）

以上のように、殺人を容易にする要因を組み合わせると、「死の方定式」を得ることができる。（グロスマン 194~311）

2 戦争の原因

2-1 戦争原因論

戦争の原因を個人の攻撃性などの概念で説明する説は、戦争が組織化され、国家間の対決となった近代では説得力がない。略奪などの無法行為も、戦争の随

伴現象であってもその原因ではない。

戦争の原因を男性の破壊欲なり、支配欲に求め、これに対して母性原理にこそ平和の源があるという主張も一面的であるばかりか、20世紀の戦争で母性が決して反戦・平和の保証とはならなかったことが指摘される。

啓蒙思想において初めて、戦争の原因と政治的・社会的組織の関連を重視しようとするモンテスキューとルソー等の見方が生まれた。カントは、『永遠平和のために』で、共和的体制においては、戦争をすべきかどうかを決定するのは国民であるから、慎重になるが、これに反して、共和的でない体制においては、「戦争はまったく慎重さを必要としない世間事である……」と述べている。(カント 32~33) このカントの「民主主義国は平和的である」という信念は、カント以降、例えばロールズなどの平和論者にも受け継がれているが、そうした信念は誤りであると加藤尚武は批判している。(加藤 102~114)

19世紀末の平和の時代に、戦争賛美論がヨーロッパ各国でもてはやされた。この戦争観を逆に言えば、国内の社会的緊張を対外的な危機、さらには戦争によって回避するということである。

戦争の原因を階級対立のなかに見出そうとする立場は、マルクス・エンゲルスである。戦争は支配階級による政治行動の一局面であり、政治の継続である。国家間の戦争と階級間の戦争とは原理的に区別されない。戦争の原因である階級社会そのものを廃絶するための階級闘争、その頂点としての資本主義社会転覆のための内乱(市民戦争)が、マルクス主義における戦争廃絶への道筋なのであった。レーニンは、これを帝国主義時代に適用して、帝国主義戦争におけるプロレタリアートの任務を「戦争を内乱へ」と定式化した。しかしこの議論は、ますます多様化する現実のなかでその説得力を失った。階級あるいは階級支配などの概念自体があらたな意味付けを迫られているし、社会経済的要因だけで戦争を説明することが困難となりつつある。具体的な状況のなかで戦争の原因となり得る要因を明らかにし、その除去の方法を発見して行くほかないであろう。(歴史学事典 395~398)

2-2 第一次大戦原因論

第一次大戦の原因については、1914年以前の国際的な同盟の構造に戦争を不可避にした最大の要因があるという説(フェイ(米))、世界の再分割をもくるむドイツとこれに対し世界でのそれぞれの権益、支配圏を護ろうとする英仏の武力対決であるという説(エルサレムスキー(ソ連))などがある。(歴史学事典 451)

2-3 第二次大戦原因論

大戦のヨーロッパ局面について、ヒトラーの一貫した目的はロシアの領土を侵略して東方帝国を樹立することであったという説(ローパー(英)1959年)、1939年の戦争はあらかじめ計画されたものではなくて「双方の側の外交的失敗の結果」であるという説(テイラー(英)1961年)などが論じられている。(歴史学事典 460~461)

大戦の東アジア・太平洋局面については、日本の軍国主義に発生の原因を求めするのが一般的である。極東軍事裁判(東京裁判)では、日本の側に戦争の侵略性があると認められている。この判決を東京裁判史観と呼ぶような日本の免責論も一部の人々から言われたりするが、それが日本の歴史学界を動かすにはあまりに非学問的であると歴史学者は主張している。(歴史学事典 461~462)

太平洋戦争については、十五年戦争(満州事変、日中戦争、太平洋戦争)の第3段階と見る説が有力である。(歴史学事典 302)

太平洋戦争の性格は、我国の歴史学者によれば、第1に、ファシズムと反ファシズムとの戦争、第2に、帝国主義国同士の戦争、第3に、日本のアジア民衆に対する侵略戦争であったといわれる。(歴史学事典 463)

2-4 冷戦期における戦争

朝鮮戦争(1950年6月~53年7月)が起きたとき、国連はこれを北朝鮮による侵略と判定し、国連の規定に基づいて、制裁として国連軍を派遣した。ヴェトナム戦争(1965年2月~73年1月)においては、アメリカ、北ヴェトナム(ヴェトナム民主共和国)の両者とも国連の想定する武力行使の禁止条項を破った。

3 戦争の性格

戦争の性格について、以下カイヨワ(1963)やクラウゼヴィッツ(1832-34)の研究を見てみよう。

近代国民国家成立以前

近代国民国家成立(フランス革命)以前には、戦争は王侯貴族によるものであったが、その時代の戦争においては、時として多くの民衆の命を奪ったけれども、

戦闘員の犠牲者は少なかった。(カイヨワ 27~31)

近代国民国家成立以後

「フランス革命は、普通選挙と義務兵役制を打ち立てた。」民主主義は、戦争そのもののため、また戦争準備のために、国民一人一人に対して金と労働と血を要求する。国民全体、国の資源全体、国のエネルギー全体が、戦争のためにいつでも動員できるようになってしまった。(カイヨワ 127~128)

クラウゼヴィッツは、この新しい事態に対応する戦争理論を立てた。すなわち、諸原則のなかでも最も重要なものとして、競り上げの原則を挙げている。これは最初の争いのもとがいかに限られたものであっても、やがては持てる資財全部を投入し、力の限り争わざるを得なくなる、というものである。(クラウゼヴィッツ (上) 32~35)

大量破壊を可能ならしめたものは、まさに、科学と工業の進歩であった。より大規模により速やかに、より遠くから、戦闘者の危険がより少なくなるような方法で、戦争が行われるようになる。(カイヨワ 130~131)

4 戦争の正当性(非正当性)と合法性(違法性)

戦争が正当であり、違法ではないとする限り、戦争はなくならないであろう。しかし、各国家の上に立つ権威が確立されていないなら、戦争を違法と定めても有効性は薄いであろう。ここでは、歴史的に戦争が正当的・合法的なものから非正当的・違法なものとなってきた経緯と、現在戦争が正当化・合法化される場合にどのような制限を付されているかを調べる。

4-1 戦争の正当性(非正当性)

4-1-1 正戦論 中世(トマス・アキナス等)

「正戦論(bellum justum)」は、次の前提を持っている。国際紛争を解決する手段としての武力その他の力の行使は、大きな欠陥をもっているだけでなく、それが人類に多くの惨害をもたらしてきたので、その廃止が強く望まれる。しかし同時に、国際紛争を平和的に解決する制度が十分に整っていない国際社会において、武力その他の力による解決が行われている現実を認めねばならない。そのため、この力の行使という現実を是認したうえで、これを法的に正当化する理論、すなわち正戦論が作られる必要が生じたのである。(城戸 5)

正戦論は、まず中世の神学者達によって唱えられた。アウグスティヌス等が、一定の戦争を正当な戦争として許すことをキリスト教神学で基礎づけた。トマス・アクィナスは『神学大全(Summa Theologica)』で、正戦の条件として、戦争は君主の命令でおこなわれなければならないこと(君主の権威)、戦争は相手が不正を犯し、これを処罰するためにやむをえずなされる場合にのみ許されること(正当な理由)、戦争は相手の不正を改めさせ、これを矯正させる精神で行われなければならないこと(正しい意図)の三つを挙げ、これら三条件による戦争のみが正当であるとした。(城戸 5~6)

しかしその後 15・16 世紀にヨーロッパ諸国が世界的に植民地争奪戦を演じるようになると、これまでの神学的正戦論のようにキリスト教的正義を守る側を正戦、反対の側を不正戦とすることができず、交戦者双方をともに正当としなければならない場合のあることを認めざるを得なくなった。(城戸 6)

4-1-2 自然法 グロティウス

17 世紀にはグロティウスが『戦争と平和の法(De Jure Belli ac Pacis)』を著し、人間間の関係は自然法の支配を受けており、人間集団である国家間の関係にも自然法が存在すると説いた。この自然法は不法行為に対する制裁を正当化し、制裁発動としての「正戦(bellum justum)」は適法であるが、他に神意法、「万民法(jus gentium)」などが存在し、それらによって自然法の承認する戦争行為の過酷さの緩和が要請される。やがて 18-19 世紀には、彼の「正戦論」は、戦争当事者を対等に処遇する「無差別戦争観」に主流の座を譲った。(哲学 思想事典 959)

4-1-3 無差別戦争観 18 世紀～第一次大戦まで

国家は平等であり、また独立したもので、これらの国家の上に立つ判定者がいない以上、国家間の戦争はすべて、双方にとって平等に合法的となる。また、主に自然法の上に立ってきた正戦論は、実定法が重視される段階になると、その実効性を失わざるを得なくなった。そして 18 世紀の戦争では、当事国のいずれを正、いずれを不正とすることができず、交戦国の立場を平等なものとする**無差別戦争観**が、戦争についての有力な学説として主張されてきた。従って、国際法においても、「戦争の正当原因の検討(jus ad bellum)」は姿を消して、戦争を開始する際の形式的合法性のみが問題にされ、また「戦争に適用される戦争法規(jus in bello)」が、国際法の主な内容として取り上げられるようになる。

この無差別戦争観は 18 世紀から 20 世紀の初め、第一次大戦前までの国際法学

を支配したが、この時代において、国家は戦争を行うか否かを、主に政治的考慮から決定してきた。そして平和は法によってよりは、むしろ「勢力均衡(balance of power)」の外交政策によって維持される傾向があった。(城戸 7~8)

4-2 戦争違法化と正戦論の復活

4-2-1 戦争違法化の試み 第一次大戦以降

第一次大戦以前にも第二回ハーグ平和会議(1907年)で戦争禁止が論じられたが、第一次大戦・第二次大戦における未曾有の人的・物的損害が生じたために、これに対応するように、これまでの無差別戦争観が批判され、戦争あるいは武力の行使は国際法違反であるとして、これを禁止する試みがなされてきた。

国際連盟規約

国際連盟(1920年成立)は、その規約において、戦争を制限した規定を次のとおり定めた。連盟国は「連盟国間に国交断絶に至るおそれのある紛争」が生じる場合、これを仲裁裁判・司法的解決または連盟理事会の審査に付さなければならない。紛争が理事会の審査に付託された場合、理事会は、紛争問題を審議して両当事国の和解に努力する。和解が成立しない場合は、紛争の事実を明らかにし、また公正で適当と認められる勧告を載せた報告書を公表しなければならない。この報告書公表後3ヶ月以内は、紛争当事国は戦争に訴えることができない。しかし、3ヶ月以降は、戦争に訴えることが禁止されていない。このように、国際連盟は国際紛争に対する完全な平和的解決方法をつくりだすことができず、連盟国が国際紛争を戦争その他の武力の行使によって解決する余地を広い範囲で残した。(城戸 10~12)

これを補う意味で、ジュネーヴ議定書(1924年)がつくられたと言えよう。これは明確に戦争禁止を打ち出したものとして、画期的であり、また法理論的に高い評価を得てはいるが、結局未発効に終わった。

さらに、ロカルノ条約(1925年)が締結され、また不戦条約(1928年)が結ばれ、いずれも国際紛争の解決のために戦争に訴えることを禁じたものであったが、両方とも実効性に乏しく、精神的規定に終わった。

国際連合憲章

国際連合憲章は、1945年6月に調印され、1945年10月に発効した。国際連合憲章は、その前文で国際平和の維持のために武力行使の原則的禁止(国際的な制裁などを例外とする)を宣言した。ここによろやく戦争禁止が国際法上明確化されたのである。

第2条の3項で「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。」とし、またその4項で「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」と定めている。(国連要語事典 資10~13)

ここで、「戦争」という言葉を使わずに「武力による威嚇」や「武力の行使」を使っているのは、宣戦布告せずに武力を行使する場合には、国際連盟規約や不戦条約で制限または禁止される戦争にはあたらないと一部の国家によって主張されたからであり、このような、戦争の名を用いない武力行使の余地を残さないためである。(城戸 16~17)

4-2-2 制裁 正戦論の復活

国連は、軍事的制裁に関する規約を定めた。これは一定の条件の下で戦争を正当化するものであり、或る意味での正戦論の復活と言えるであろう。

制裁の規定

国際連合においては、その憲章第7章「平和にたいする脅威、平和の破壊および侵略行為に関する行動」で、国際平和と安全の維持に関する主要な責任を負う安全保障理事会に、他国へ武力を行使した国に対して制裁を加える時期、および加盟国のとるべき措置を決定する権限を与えた(第39・41・42条)。そして、各加盟国はこれに服従する義務があると(第24・25条)、中央集権化された制裁措置をとることによって、その効果を十分に発揮できるようにした。さらに、制裁内容について、国際連盟の制裁失敗の理由が、経済制裁のみに限られていたとする考えから、国際連合の加盟国のとるべき制裁を、経済的・外交的・軍事的措置とすることにした。(第41・42条)

このように国際連合は、軍事的制裁をもつ集団安全保障体制をつくりあげたのであるが、当初予期したようには事態が進まなかった。安全保障理事会は各加盟国との間で、個別的に「特別協定」を結び、この協定によって理事会は各加盟国にその兵力の提供を命令し得るとされた。しかし、現在までこの個別協定はどの国とも結ばれず、従って、理事会が安全保障のために各国の軍隊の出動を求めたとしても、それは勧告的効力しかなく、各国がそれに従うのは任意的であるとされている。(城戸 76~77)

制裁の実施状況

制裁の決定は、1963年以降の南ローデシアに対する制裁決議の場合を除き、安全保障理事会および総会から国連加盟国に「勧告する(recommend)」、または「要請する(call upon, or request)」という表現でなされたため、それは拘束力をもたず、各加盟国はそのような理解のもとに自国の行動を決定している。

また、1950-53年の朝鮮戦争と1990-91年の湾岸戦争以外では、行われた制裁はいずれも非軍事的措置であり、それは、憲章の想定した内容よりはかなりゆるいものであった。(城戸 107)

2006年10月9日北朝鮮が核実験を実施したのに対し、同月14日国連安全保障理事会は全会一致で第7章に基づく制裁決議を採択した。ただし同章41条(非軍事制裁)による措置をとることとしている。北朝鮮は即座にこれを拒否した。

4-2-3 自衛権

国際連合憲章で制裁とは別に武力行使が合法化されている場合がある。それは自衛権の発動として行う場合である。すなわち「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国にたいして武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際平和および安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」〔下線は筆者〕(第51条)この条文の解釈をめぐって、自衛権は武力攻撃がなされた後でなければ発動できないとする説と、武力攻撃の脅威に対して、これを見越して「先制的自衛(anticipatory self-defense)」を行うこともできるとする説とに分れて、多くの議論がなされた。城戸は、後者の先制的自衛も自衛権行使の中に含まれるという解釈をとっている。(城戸 25~27) この問題については後でもう一度取り上げたい。

5 戦争責任 戦争犯罪と裁判

国家の戦争責任を裁くといっても、結局は指導者個人の責任を追及するしかない。第二次大戦後の二つの戦争裁判は、ドイツと日本の戦争指導者の責任を裁いたのであった。

犯罪スケールからしてナチスの犯罪は個々の戦争法規違反者のみを裁くのでは片手落ちであり、犯罪総体を引き起こし計画した指導者こそ裁かれなければならないという共通認識は、国家の行為としての侵略といっても、具体的に決定を行

うのが特定の個人である以上、個人について侵略の責任を問わない限り国家の侵略を阻止したりなくしたりできないという歴史的反省と結びつき、ニュルンベルク裁判（1945年11月 46年10月）および東京裁判（1946年5月 48年11月）における、指導者個々人の「平和に対する罪」の追究を帰結したのであった。「戦勝国裁判」という問題をほらみ、法廷のアドホックな性格も否定しえなかったにせよ、戦争犯罪・戦争責任に対し国際的裁きが実際に加えられた意義と合わせ、画期的であったといわねばならない。（歴史学事典 400～401）

6 戦争倫理学構築への試論

以上、戦争の害悪、その原因、その性格、その（非）正当性、犯罪責任についての研究を概観した。戦争は人類最大の犯罪であり、害悪である。現代ではますます戦争の機械化が進み、兵士たちは自分が「殺人者」として仕立てられていることも意識することが少ないままに犯罪行為に加担するようになっていく。一方、非戦闘員の犠牲はますます大きくなっている。戦争の原因は多種多様であるけれども、根本的には「無差別戦争観」に基づく戦争肯定が国家間にある限り、戦争は廃絶されないであろう。

したがって、当然のことながら、戦争倫理学の中心的問題は、戦争そのものの禁止である。（戦争の名を使わない武力行使を含むのはもちろんである。）それ以外の戦争犯罪は戦争に随伴するものであって、戦争を行わなければ発生しない。（ナチスのホロコーストも、戦争の遂行と密接な関係があった。荒井 119）戦争の非正当性・違法性は、いまさら言うまでもない。むしろ人類がこの域に到達するまでにいかに大量の犠牲が必要であったかに驚くべきだろう。人類はこの反省に立って、国際連合を創設し、戦争の廃棄のための機構として大いなる期待をかけてきた。それゆえ「**すべての国家は、戦争を始めとするあらゆる武力行使および威嚇を禁止する国際連合憲章を絶対遵守すべきである**」が人類の戦争廃絶のための公理でなければならない。

しかし国連の理想は立派であるが、現実にはあまり有効に機能していないので、私の主張に対して理想論に過ぎず、現実的ではないとの反論が当然のように予想される。これに対して私は、それでは世界はかつての「無差別戦争観」に戻ることを望むのかと問いたい。もちろんそれを望むものは極めて少ないだろう。少なくともそれを望むと公言する者は非難的となるだろう。けれども国連発足後、国連憲章に違反して戦争を起こした国は少なくない。そのうちには、一部の国家によ

る侵略行為とそれに対して国連が発動した制裁活動としての戦争も含まれる(朝鮮戦争、湾岸戦争)。しかしそういう範疇に属さない戦争もある(ヴェトナム戦争、ソ連によるアフガニスタン侵攻、イラン・イラク戦争など)。国連による制裁を除いて、すべて国連憲章の規定に背くものだといってよいだろう。戦争の理由は多様であっても、根本的には「無差別戦争観」に基づいていることは明瞭である。したがって、まずすべての国家が国連憲章を遵守しなければならないという基本原則に立ち返ることが必要なのである。(そのためにも国連の機能をより強化しなければならない。この問題は極めてシリアスであるが、この小論の範囲を越える。)

しかしこの原則を踏みにじて戦争という手段で自国の野望を達成しようとする国家に対しては、国連憲章は、各国の自衛権(集団自衛権を含む)を容認し、また制裁としての武力行使を一定の制限のもとに実施することを規定している。戦争の禁止を謳う国連の規定としては、この二種類の戦争を容認するのは「正戦論」の復活にほかならない。「正戦論」において、トマスが明らかにしたように、それが許されるためには、権威、正当な理由、正しい意図の三条件が必要とされる。(8頁)ではこの二種の戦争にはどのように正当性が認められるのか。

まず、自衛権ないし自己保存権の理論は、自然法による自然権の基礎付けによって説明できるだろう。また(自然法理論に批判的な)実定法の理論においても、実定法秩序は、最上位の規範(根本規範)に究極の基礎を置いているが、これは条約や慣習によって規定されず、理論的に提示されるのみである。いずれの場合も、この理論においては、自衛権は基本権の一つであるとされる。この権利を認めないなら、国連憲章を犯して侵略する国家の行為を是認するのと同然となり、抑止力を著しく欠くことになる。次に、国連による制裁のための戦争は、侵略国家に対してこれを阻止するだけでなく、抑止力としても有効である。

しかし自衛権発動としての戦争と制裁としての戦争は厳格な制限のもとに容認されなければならない。自衛のための戦争は、国連憲章によって権威付けられ、法理論によって正当性を与えられるのであるが、その運用が恣意的に行われるならば、規約による法の機能を麻痺させる危険がある。これとは別の法理論として、「緊急行為」理論が自衛権を裏付けるものとして考えられる。この場合、自衛権は、危害の切迫を前提とし、これを排除するのに必要不可欠な手段をもってする行為を指している。(筒井 1992 91~101)基本権としての自衛権の濫用を防ぐため、緊急行為理論によってチェックすることが必要である。自衛権の発動としての戦争の場合でも、かつて「自衛権発動」が侵略の隠れみのであることがしばしば見られた(例えば、満州事変時の日本側の弁明など)ことを想起すれば、「自

「自衛権」の定義（逆に「侵略」の定義）を明確化する必要がある。国連で「侵略の定義」が総会で決議されたのはようやく1974年であるが、その「侵略の定義」において、侵略とは「一国が他国の主権、領土保全もしくは政治的独立に対する武力行使、または国際連合憲章と両立しない他の方法による武力行使」と定義され、さらに具体的行為が7項目、例示的に列挙された。（歴史学事典 348）しかしそれも拘束力を持たない決議にとどまり、侵略の違法化の全面的な実定は、いままも国連国際法委員会で作業が続けられている「人類の平和と安全に対する罪についての法典」の実現にまたなければならぬのが現状である。（歴史学事典 346）これも国連の機能強化が望まれる点である。さらに自衛のために「先制攻撃」が許されるかというのも重要な問題である。これについては、加藤尚武の議論が参考になる。加藤は、「急迫性、緊急性、相当性などの自衛権の制約条件を、一つ一つ決めていくことによって、はじめて自衛権の当否が可能になる」と述べている。（加藤 177）

次に、国連の名において制裁を実行する場合においても、権威と理由は与えられているが、意図については、例えば朝鮮戦争において米軍を中心とする国連軍が中国国境まで進出したのは、「正しい意図」の範囲にとどまっていたのか疑問があるように、制裁が本来の意図を越えてはならない。（了）

参考文献

- 荒井信一『戦争責任論』（岩波書店、1995）
家永三郎『太平洋戦争』（岩波書店、1987）
『岩波 哲学・思想事典』（岩波書店、1998）
カイヨワ『戦争論』（秋枝茂夫訳、法政大学出版局、1974）
加藤尚武『戦争倫理学』（筑摩書房、2003）
『国連要語事典』（（財）日本国際連合協会、1993）
カント『永遠平和のために』（宇都宮芳明訳、岩波文庫、2003）
城戸正彦『戦争と国際法』（嵯峨野書院、1998）
クラウゼヴィッツ『戦争論』（篠田英雄訳、岩波文庫、1968）
グロスマン『戦争における「人殺し」の心理学』（安原和見訳、ちくま学芸文庫、2004）
筒井若水『国連体制と自衛権』（東京大学出版会、1992）
広島市長崎市原爆災害誌編集委員会『広島・長崎の原爆災害』（岩波書店、1979）
『歴史学事典』第7巻「戦争と外交」（弘文堂、平成11年）